

# 令和4年度坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業

## 助成金申請要項

### 1. 申請期間

令和4年8月1日（月）から令和4年12月28日（水）まで

### 2. 申請方法

申請書類を商工会の本所、支所窓口を持参してください。

■坂井市商工会	本所・坂井支所	坂井町上新庄 2-10-1	TEL66-3324
■坂井市商工会	三国支所	三国町北本町 3-2-12	TEL82-5055
■坂井市商工会	春江支所	春江町江留下相田 35-1	TEL51-2211
■坂井市商工会	丸岡支所	丸岡町一本田 5-76	TEL66-6555

### 3. 申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。

#### (1) 坂井市商工会のホームページからダウンロード

(URL) <http://shoko-sakaicity.or.jp/>

#### (2) 坂井市商工会（本所及び各支所）の窓口

### 4. 問合せ先

ご不明な点は坂井市商工会のホームページをご覧ください、下記までお問合せ下さい

坂井市商工会 本所・坂井支所 坂井町上新庄 2-10-1

(電話) 0776-66-3324

(受付時間) 午前8時30分～午後5時15分まで(土、日および祝日は除きます。)

## 令和4年度 坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金申請要項

### 1. 助成金名称

坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金

### 2. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも感染防止対策に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする小規模事業者等に対して、商工会独自の補助を行い事業主負担の軽減を図ることにより、その事業継続を支援する。

### 3. 助成対象者

商工会会員であり、令和4年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者

### 4. 助成対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した経費（消費税は対象外）

### 5. 助成金額

1会員事業所当たり10,000円を上限とする

### 6. 申請期限

令和4年12月28日（水）

### 7. 提出書類

・坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

- 【添付書類】・購入物品、単価、数量、令和4年4月1日以降に納品されたことが分かるもの（レシートの写しまたは納品書と領収書の写し等）  
・通帳の表紙裏見開きページの写し

### 8. 申請窓口

■坂井市商工会 本所・坂井支所 Tel66-3324 ■坂井市商工会 三国支所 Tel82-5055  
■坂井市商工会 春江支所 Tel51-2211 ■坂井市商工会 丸岡支所 Tel66-6555

## ○ 申請の流れ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要する物品を購入後に、必要書類を添付して坂井市商工会（本所、支所）へ申請をする。**【令和4年12月28日申請期限】**

## ○ 留意事項

- ・国、県、市およびその他団体等の補助金を利用して購入した物品については補助対象外とする。
- ・助成金の申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は支給決定を取り消す。この場合、申請者は速やかに助成金を返還することとする。
- ・申請書類に不備がある場合、支給までに時間を要する場合がある。